

発電側課金の詳細設計等について

第82回 制度設計専門会合
事務局提出資料

2023年2月20日（月）



本日の議論

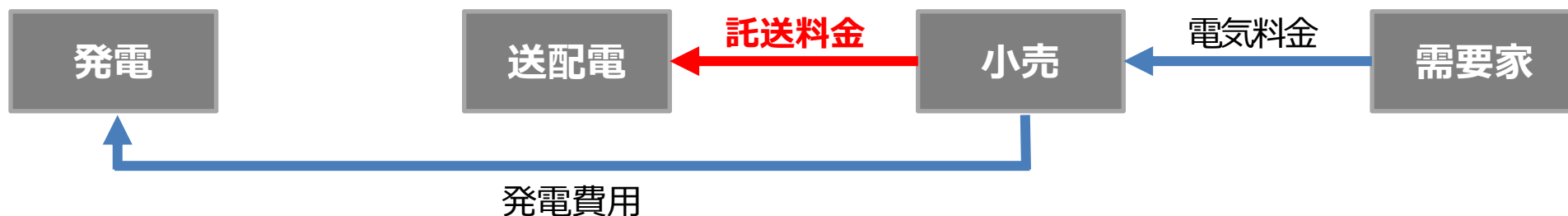
- 発電側課金については、システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、小売電気事業者を通じた需要側託送料金による需要家負担だけでなく系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして検討が行われてきたものであり、今月、資源エネルギー庁が公表した「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」において、「関係審議会において検討を進め、2024 年度に導入することとする」と整理された。
- 当整理を踏まえ、本日は以下の点に関して御議論いただく。
 - 詳細設計に関する検討
 - 発電側課金の導入に向けた中間とりまとめ（案）

(参考) 発電側課金について

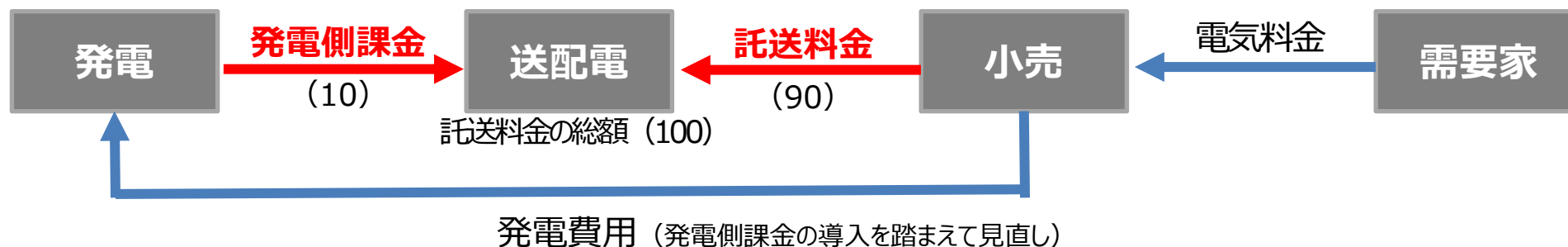
- 発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、現在、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともにシステム利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするもの。

<現行の託送料金制度>

小売事業者 (需要側) に100%課金



<発電側課金の導入後> 託送料金の一部について発電事業者に負担を求める (託送料金の総額は不変)



1. 詳細設計

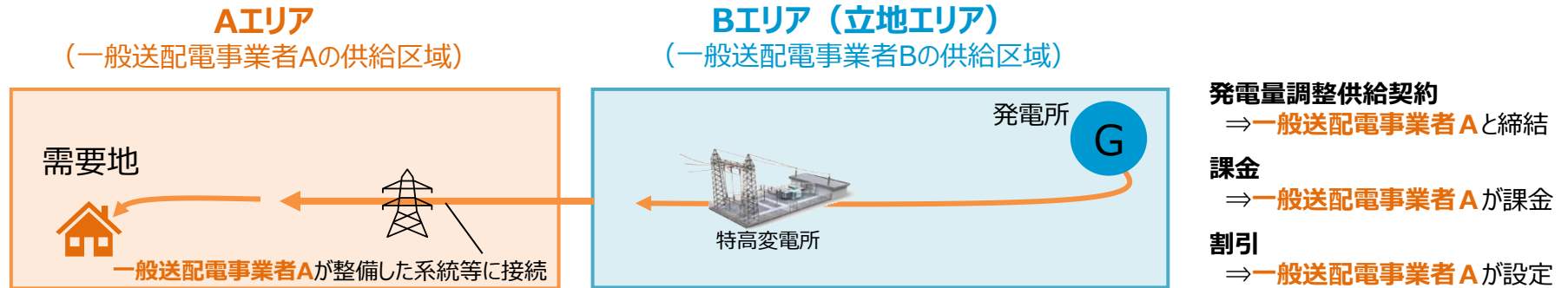
2. 中間とりまとめ（案）について

①立地エリアとは異なるエリアの一般送配電事業者の系統に連系する場合等

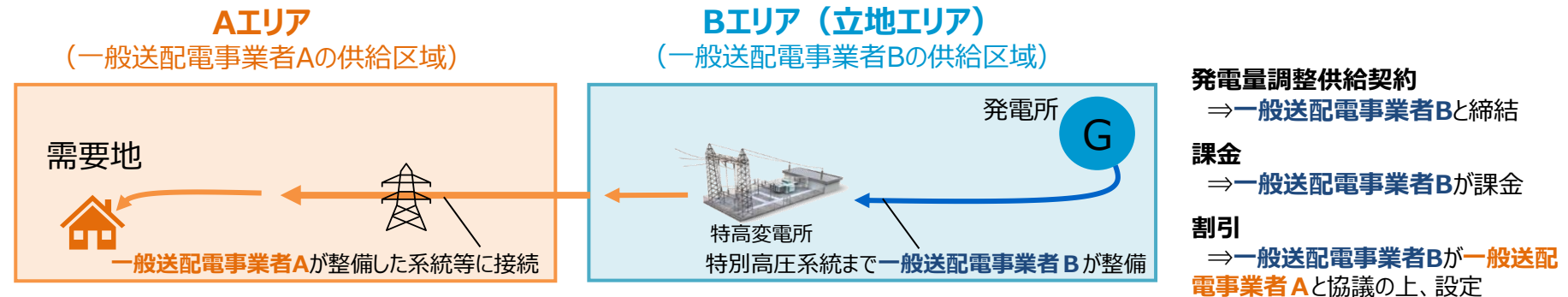
- 発電所が立地するエリア（供給区域）の一般送配電事業者以外の他エリアの一般送配電事業者が所有する系統に連系する発電所が存在。こうした発電所に対する課金や割引制度の扱いについて、検討することが必要。課金の扱いとしては、以下の2つの方法が考えられる。
 - 案① 発電所が立地するエリア（供給区域）の一般送配電事業者が当該発電所に対して課金
 - 案② 発電所が連系する系統を所有する一般送配電事業者が当該発電所に対して課金
- 発電側課金は送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求めるものであり、立地エリアの系統に連系していない場合、連系する系統を所有する一般送配電事業者に対して発電側課金に係る費用を支払うこと（案②）が適切と考えられる。
- なお、一部の発電所では、連系する配電系統等のみ発電所が立地するエリアの一般送配電事業者の所有となっており、上位系統が異なるエリアの一般送配電事業者の所有となっている場合があるが、発電側課金における課金の対象費用は上位系統に係る固定費としているものの、趣旨としては送配電設備の維持・拡充に必要な費用について発電事業者の一部の負担を求めるものであり、発電量調整供給契約に基づいて課金する仕組みとして整理しているため、発電契約者は、発電所が連系する系統を所有する一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結していることも踏まえ、発電所が連系する系統を所有する一般送配電事業者が課金をするべきではないか。
- 割引制度についても課金の扱いと同様の2つの方法が考えられるが、割引制度は電源が送配電設備の整備費用に与える影響を課金額に反映させるものであり、課金の扱いと合わせ、発電所が連系する系統を所有する一般送配電事業者が割引額や割引対象地域を設定してはどうか。
- なお、一部発電所の連系する系統においては、異なるエリアの一般送配電事業者が所有する基幹系統等に接続しているため、当該基幹系統等への潮流を踏まえた割引判定等を行うことが望ましい。その際には、関係一般送配電事業者間で協議をして割引判定等を行うべきではないか。協議の上で割引判定がなされているかは、託送供給等約款の申請の際に、確認することとする。

(参考) 連系している系統のパターン (例)

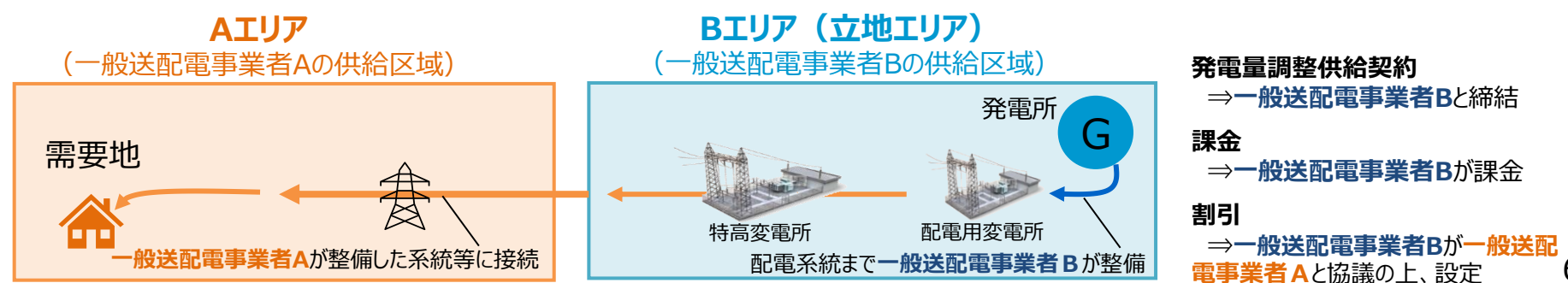
(i) 連系している系統が全て異なるエリアの一般送配電事業者の所有である場合



(ii) 連系している系統が異なるエリアの一般送配電事業者の基幹系統に連系している場合



(iii) 連系している系統が異なるエリアの一般送配電事業者の特別高圧系統に連系している場合



② 契約電源と無契約電源（無償逆潮流）が混在する場合の課金の扱い

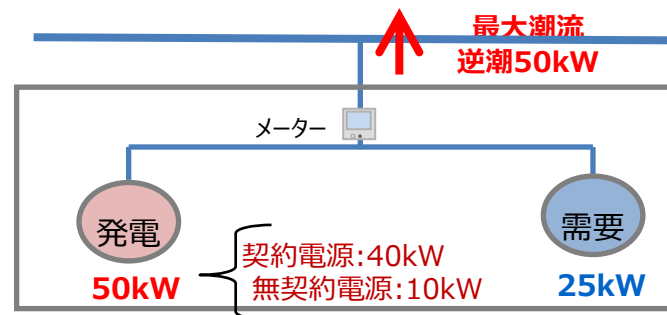
- FIT買取期間満了後、小売電気事業者等との売電契約の切替が滞った場合などに、一時的に余剰電力の買い手が不在となることがあり得る。この場合、自家消費できなかった余剰電力について一時的・例外的に一般送配電事業者が無償で引受けることとなっている。

※ 当該電源は、託送供給等約款における発電者に当たらず、発電側課金の対象とならない。

- 無契約電源は託送供給等約款上、課金対象外であることから、同一地点において契約電源と無契約電源（無償逆潮流）が混在する場合は、無契約電源を除いて算出してはどうか。具体的には、需要側の契約kWを発電側の契約kW及び無契約kWで按分した上で、発電側課金の課金対象kWを算定することとしてはどうか（系統側への逆潮が10kW未満と小規模な場合は、当分の間、発電側課金の課金対象外と整理されていることから、契約電源が10kW未満であれば発電側課金の対象外としてはどうか）。

※ 無契約kWの値としては、無契約となる前の契約kWを参照すること等を想定。

契約電源と無契約電源（無償逆潮流）が混在する場合のイメージ



課金算定イメージ
(課金対象kW) $20\text{kW} (= 40 - 25 \times \{40 / (40 + 10)\})$

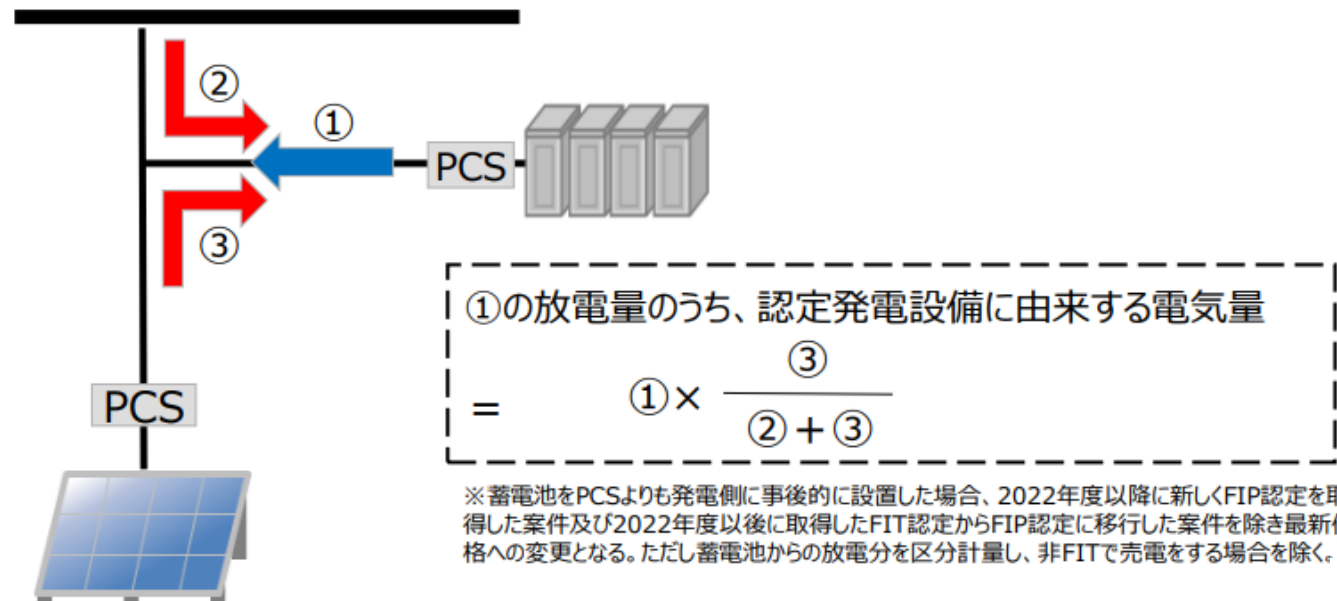
③ 発電設備併設蓄電池に対する課金の扱い

- 前回会合において、再生可能エネルギー併設の蓄電池に対する発電側課金の扱いについて、検討が必要になる旨の御意見をいただいた。
- FIT制度/FIP制度において、現在は認められていない発電設備併設蓄電池への系統電気の充電の解禁について、現在、資源エネルギー庁等において運用に必要なシステム改修等や実務的な整理を行うこととされている。
- 発電設備併設蓄電池に対する発電側課金の扱いについては、資源エネルギー庁等における整理などを踏まえ、検討することとしてはどうか。

(参考) 発電併設蓄電池の系統電気分の扱い

第42回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
(2022年6月) 資料 1

- 系統側から蓄電池に充電され放電された電気量については認定発電設備から発電された電気ではないので、FIT買取/FIPプレミアム交付対象外となる。このため蓄電池から放電された電気量を充電された電気量で按分することで観念することはできないか。
- 具体的には、蓄電池から放電された電気量 (①) について、系統側から蓄電池に充電された電気量 (②) と発電側から蓄電池に充電された電気量 (③) を計量し、その比率で按分することで、発電側由来の電気量を算定することが可能となる。その上で、認定発電設備由来の電気量についてFIT買取/FIPプレミアム交付の対象とする方向で検討を進めてはどうか。
- 資源エネルギー庁、広域機関、送配電事業者においてこうした運用に必要なシステム改修等や計量に関する実務的な整理を早急に行うこととし、併せて資源エネルギー庁においては年度内を目途に必要な規定類等の改正を行う。



1. 詳細設計

2. 中間とりまとめ（案）について

発電側課金の導入に向けた中間とりまとめ（案）について

- これまで、発電側課金の詳細設計に関して、制度設計専門会合等で議論・検討を進めてきた。
- 今月、資源エネルギー庁が公表した「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」において、発電側課金に関しては、「関係審議会において検討を進め、2024 年度に導入することとする」と整理された。
- こうした状況を踏まえ、一般送配電事業者による託送供給等約款の申請等に向けて整理が必要となることから、これまでの検討内容について、中間とりまとめ（案）（資料4-3）として作成したため、御議論いただきたい。